

行方市立麻生小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」「茨城県いじめの根絶を目指す条例」(R2、4、1施行)を参酌し、いじめの防止等をするため、「行方市立麻生小学校いじめ防止基本方針(以下「麻生小の基本方針」という。)」を策定いたしました。

いじめは、いじめを受けた子供たちの教育を受ける権利を奪うばかりか、子供たちの心や体の健やかな成長や人格形成にも多大な影響を与え、生命、身体にも重大な危険を生じさせるおそれがあります。このようないじめの危険から子供たちを守り、一人一人の人としての尊厳を守るため、今後、この「麻生小の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

行方市立麻生小学校長

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(4) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の4点を全職員が認識して取り組む。

ア いじめはどの児童にも起こりうることである。そして、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる可能性をもっている。よって、教職員は日常的に子供たちの行動を把握し、未然防止に努めなければならない。

イ いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

ウ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見のため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

エ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害を受けた児童を守り、危害を加えた児童に対しては毅然とした態度で指導をする。

(5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

ア 未然防止への取組

イ 早期発見への取組

ウ 解消への取組

エ 関係機関との連携

オ 教職員研修の充実

2 「麻生小学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、その他校長が必要と認める者

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(4) 会議は次に挙げる事務を所掌する。

ア 麻生小の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

オ いじめの相談窓口として相談を受けること。

カ 教職員研修の企画、立案に関すること。

キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。

(5) 会議は校長が招集する。

(6) 会議は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会として招集する。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人関係の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとした、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業、学級活動やクラブ活動

授業、学級活動やクラブ活動においては、児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ア 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、児童同士のコミュニケーション活動を通して、児童の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

イ 学級活動での話し合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように工夫することによって、児童同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

また、児童が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級、学校の雰囲気や環境をつくりだす。

障害への理解を深めるための指導や相互にお互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

ウ クラブ活動では、異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに、自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動をする上で必要となることを理解し、行動の仕方を身に付ける資質・能力を育成する。

② 児童会活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、児童会活動及び学校行事の中で、児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認め

られている、大切にされていると感じる)を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、異学年集団による奉仕活動や、遊びや運動等の交流経験を積むことにより、自己有用感を高める。

イ 委員会活動の内容を児童が自ら考え、取り組めるように工夫し、児童会活動の活性化を図ると共に、公平、公正な判断や自分と違う意見をもつ友達を認め合うことなどを通して、いじめに向かわない人間関係づくりをする。

③ 教育相談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し、適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う児童との教育相談のときにも、自分自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーや専門機関を活用し、教育相談体制を整える。

ア 日頃から、担任をはじめ全職員が、児童と気軽に話せる関係を構築する。

イ 定期的に行う教育相談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

ウ いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。

エ 教職員間で情報を共有し、すべての教職員で観察・支援等を行う。

オ 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

④ 教育活動全体を通して

いじめはどの児童にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、児童の観察等を行うことで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候(例:以下のア～オ等)を見逃さないよう努める。

ア 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

イ 朝のあいさつや朝の会等で、いつもより元気がない。

ウ 授業中の話合い活動で、他の児童とあまり話さない。

エ 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

オ 親しかった友達との付き合いがなくなり、一人でいることが多くなる。

⑤ 児童の主体的な活動の支援

いじめを受けている児童が一人で抱え込むことのないよう、友人や仲間に悩みを打ち明けられるような関係、環境作りに努める。「ハート・トゥ・ハート集会」をはじめとする、互いを認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入する。また、身の回りで起きているいじめについても記入する。いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入する。

② 保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

また、学校アンケート等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やSNS等による相談窓口（茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター、子どもホットライン、いばらき子どもSNS相談、24時間子供SOSダイヤル）など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

(3) 対応と解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。必要に応じて、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会を通じて市長に報告する。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする。同時に児童の豊かな人間性を育むことを主眼とした指導を児童の心に寄り添う形で行之、いじめを繰り返さないための支援をする。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合には管理会社に削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、管理会社に削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて警察等の協力を求める。

⑤ 重大事態の調査と報告（詳細は6）

いじめの重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。市長が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

⑥ 解消の状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができするための支援や適切な学習に關しての支援等を行う。また、加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに、継続的に見守り、再発の防止に努める。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

「県の基本方針」の「IV家庭の役割」について周知し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談での聞き取り調査やアンケート調査を行い、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起った場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起った場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに關する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、關する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 本校児童の実態をつかむための研修

全学級及び全児童を対象とした、実態把握を目的とした校内研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に役立てる。

(2) 指導力の向上を図るための研修

カウンセリングの実施方法や傾聴のスキル等の留意点について校内研修を行い、指導力の向上を図る。

(3) 事例研究

事例研究を通して、対応の方法について理解を深め、いじめへの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

(5) スクールロイヤーの活用

スクールロイヤーによるいじめ予防の出前講座や研修を行うなど、スクールロイヤーを効果的に活用することで問題の重大化・長期化を未然に防止する。

6 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）、次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態又は重大事態の疑いが発生した旨を、行方市教育委員会に報告する。

(2) 調査組織の設置と調査計画の作成

調査主体については、学校が主体になるか市教育委員会が主体となるかの判断を、市教育委員会が行う。学校が主体となっていく場合は、本校のいじめ防止対策会議という組織に、第3者を加えることが想定される。

(3) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか、その際の職員の対応等を、児童生徒・保護者・教職員等からの聴取等に基づき調査し、事実関係を速やかに把握する。その際、被害児童・保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取って調査する。

(4) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(5) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導する。

(6) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

法第28条第2項による詳細な調査をしていない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明するなど、保護者・児童の心情を害する言動は厳に慎む。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるよう支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(8) 再発防止案の検討

当該事態の事実と真摯に向き合い、再発防止策を講じるとともに、本基本方針の見直しをして、重大事態の発生を防止する。

(9) 関係資料の保存

児童が記入したアンケート原本の保存期間は、5年とする。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5項目に関して適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止の評価規準

- ① 児童の自己有用感を高めることができた。
- ② 児童の規範意識を高めることができた。
- ③ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- ④ 発達段階に合った情報モラル教育を推進できた。
 - 低学年 人が作ったものを大切にする心が育っている。
 - 中学年 自分の情報や他人の情報を大切にする心が育っている。
(「情報の発信や情報のやりとりをする場合のルール、マナーを知り、守る。」)
 - 高学年 個人の権利を大切にする心が育っている。
(「何がルール、マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない。」)

(2) 早期発見の評価規準

- ① いじめの早期発見に努めることができた。
- ② 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ③ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

(3) 解消の評価規準

- ① 被害者の心のケアができた。
- ② 適切にいじめの事実を確認できた。
- ③ 加害者に対して、いじめをやめさせることができた。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- ② 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ③ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- ④ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ① 実態をつかむための研修を行うことができた。
- ② 指導力の向上を図るための研修を行うことができた。
- ③ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ④ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

令和3年6月21日 はじめに

- 3 いじめの防止等に関する措置(3)早期対応・解消④
- 6 重大事態への対処(7)県教育委員会への報告
- 6 重大事態への対処(10)関係資料の保存

令和4年5月18日

- 3 いじめの防止等に関する措置(3)早期発見
- 6 重大事態への対処(7)解消と再発防止
- 8 学校評価における留意事項(6)未然防止の評価規準

令和4年9月27日

- 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方
(5)目標ウ解消への取組
- 3 いじめの防止等に関する措置(3)対応と解消
- 6 重大事態への対処(7)解消と再発防止
- 7 学校評価における留意事項(3)解消の評価規準
- 5 教職員研修の充実(5)スクールロイヤーの活用

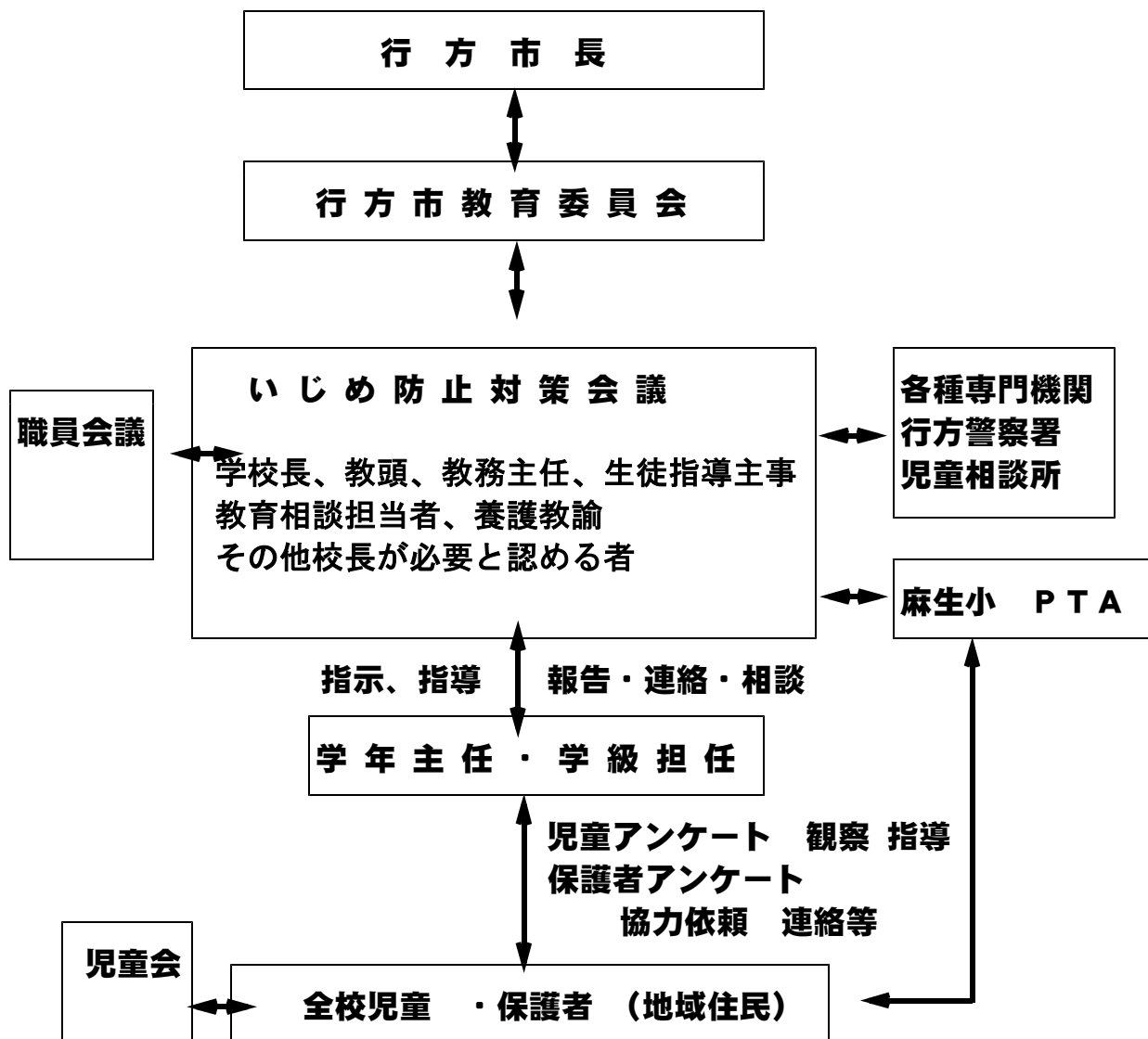
令和6年3月19日

令和7年4月18日

- 2 (1)会議の構成者
- 4 関係機関との連携(1)保護者
- 7 学校評価における留意事項

学校におけるいじめ防止のための組織

行方市立麻生小学校



- (1) 行方市教育委員会へいじめに関する状況報告
- (2) 毎月1回いじめに関するアンケートを実施（全校児童）
- (3) 学期に1回以上教育相談実施
- (4) 児童会による「ハートトゥハート集会」を実施（6月）
「ハートトゥハート集会」を実施（11月）
- (5) 年に1回二者面談（保護者対象：7月）

